著作物等のアーカイブ化の促進に関する主な論点(案)

平成26年12月11日

- 1. アーカイブ機能を担う一定の機関において、所蔵資料が滅失・損傷・汚損することにより貴重な著作物が失われることを避けるため、所蔵資料を複製することについて
- 2. デジタル化資料の国立国会図書館による活用について
 - ①公共図書館等が国立国会図書館に納本されていない郷土資料等の電磁的記録を国立国会図書館に提供し、国立国会図書館の送信サービスを通じて、他の公共図書館等の利用者が当該著作物を閲覧することについて
 - ②国立国会図書館から海外の図書館等へ、デジタル化した絶版等資料の送信サービスを提供することについて
- 3. 欧州諸国におけるアーカイブ関連の著作権制度と我が国の制度を比較して得られる示唆について
 - (1) EU指令について
 - ① 権利者不明著作物等を利用する上で求められる権利者捜索の内容
 - ② 権利者不明著作物等を利用した場合における権利者への補償の支払時期
 - ③ 第三者による権利者不明著作物等の利用
 - ④ その他の利用手続(裁定手続と登録手続の違い等)
 - (2) 拡大集中許諾制度等その他の制度について
- 4. その他

(以上)